北海道後志総合振興局告示第　1018　号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第９条の規定により、実施する区域で100羽以上の鶏、うずら、きじ、あひる、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場の所有者に対し、当該家きんを飼養する農場について、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、緊急的に消毒を実施することを命ずる。

令和４年２月１５日

後志家畜保健衛生所長　小澤　みどり

１　実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

２　実施する区域

後志管内一円

３　実施の期日

令和４年２月１９日から令和４年３月３１日まで

４　実施の方法

緊急消毒は、次の方法により実施する。

（１）農場に出入りする車両に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹸又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により、消毒を実施する。

（２）農場及び畜舎に出入りする際において、長靴及び本病ウイルスが付着しているおそれがある資材に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹸又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒薬を用いて、消毒を実施する。

（３）農場及び畜舎に出入りする者の手指に対し、アルコール系消毒薬による消毒を実施する。